

交通機関運行停止時の授業措置について

- 1 自然災害，事故等により，交通機関が運行を停止している場合の授業措置は，次の通りとする。
 - (1) 午前6時までに，運行すれば，平常通りの日程とする。
 - (2) 午前8時までに，運行すれば，午前10時40分始業(SHR)とする。
 - (3) 午前8時まで，運行を停止している場合は，臨時休業とする。

- 2 上記1の交通機関は，東武アーバンパークライン（川間～柏間）またはJR常磐線各駅停車（我孫子～松戸間）とする。また，交通機関の運行状況は，午前6時および午前8時のNHK総合テレビの情報とする。

- 3 交通機関が運行して授業が行われる場合の生徒の行動は，次の通りとする。
 - (1) 1にしたがって，無理にならない範囲で登校すること。特に台風等により荒天の場合は，十分に安全を確認して登校すること。
 - (2) 東武アーバンパークライン（川間～柏間）または常磐各駅停車（我孫子～松戸間）以外の交通機関の利用者で，交通機関が運休している場合は，代替交通機関を利用し，無理のないようにできるだけ早く登校する。代替交通機関のない者は，1に準ずる。